

【想定事例】

- 発注事業者（課税事業者）が、経過措置^{（注）}により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者^に轉換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。

（注）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

① 文書の発出

いきなり何だろう…？

取引先A
(免税事業者)

取引先B
(免税事業者)

経過措置はあるけど、
免税事業者だから、消費
税相当額を支払う
必要はないわね

通告

発注事業者
(課税事業者)

② 文書には…



通告

インボイス制度の
実施後も課税事業者
に轉換せず、免税
事業者を選択する
場合には、消費税相
当額を取引価格から
引き下げます。

➤それ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります！



発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者^に轉換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。